

国際税務

QI/FATCA/CRS 関連情報

トランプ大統領の対米投資課税強化案 Section 899 について

デロイト トーマツ税理士法人 GIR (Global Information Reporting)

2025 年 6 月 17 日号

2025 年 5 月 22 日に米国下院は、税制改正案を含む予算調整法案を可決した。現在米国上院で審議されている同法案には、国際課税の改正に係る事項（主に第一次トランプ政権時の減税法案（Tax Cut and Jobs Act：TCJA）の延長）が含まれているが、その中でもにわかに注目されているのが米国人に対して「不公正な外国税（Unfair Foreign Tax）」を課す国の個人や企業に対して報復的に税を課すとしている Section 899 である。以下、米国下院の法案に含まれた Section 899 の概要について解説する。

1. 概要

新しい条文として設けられることになる Section 899 は、「不公正な外国税」に対する報復措置を講じることを目的としている。「不公正な外国税」には、原則として軽課税所得ルール（Under Taxed Payment Rule：以下「UTPR」）、デジタルサービス税（Digital Service Tax：DST）、迂回利益税（Diverted Profits Tax：DPT）が含まれるが、これらに加えて、米国財務長官により域外課税（Extraterritorial Tax）又は差別課税（Discriminatory Tax）、あるいは、米国人の課税負担が不均衡に重くなることを目的として設けられたと認定された税が対象となる。

2. 適用対象者

適用対象者（Applicable Person）には、以下の者が含まれる。

- （米国市民、米国居住者を除く）差別的な国（Discriminatory Foreign Country：DFC）に居住する個人
- （米国人が所有する一定の外国法人を除く）差別的な国に居住する外国法人
- 株式の 50% 超の議決権又は価値が適用対象者に所有されている非上場の外国法人
- 差別的な国で創設又は組成された民間財団
- 受益権の 50% 超を適用対象者に所有されている特定の信託又は類似の事業体
- 財務長官が定める特定の外国パートナーシップ、支店、その他の事業体
- 差別的な国の政府 等

3. 税率引上げの対象となる税

「不公正な外国税」を導入している国の適用対象者については、以下の税金が税率引上げの対象となる。

- 米国源泉の投資所得（Fixed or Determinable Annual or Periodical Income：FDAP Income）に課される課税（グロス 30%）

- 外国法人の米国実質関連所得（Effectively Connected Income：ECI）に課される法人税（21％）
- 外国法人の米国支店に課される支店利益税（Branch Profit Tax）（30％）
- 米国非居住者個人が外国人不動産投資税法（Foreign Investment in Real Property Tax Act：FIRPTA）により認識する ECI に課される個人所得税（累進税率）

また、以下の源泉税も税率引上げの対象となる。

- 米国源泉の投資所得に課される源泉税（グロス 30％）
- 米国不動産持分の譲渡時に課される FIRPTA 源泉税（グロス 15％）等

4. 税率引上げ

対象となる税金の税率は毎年 5% 上がり、米国国内法に規定されている税率に対して最大 20% まで引き上げられる。租税条約の適用により米国国内法の税率が免除・低減されている場合、条約適用後の税率を基準として税率が引き上げられる。ただし、最高税率は条約の税率を考慮せず、米国国内法の税率に対して最大 20% まで上乘せとなるため留意が必要となる。

5. BEAT 課税の強化

Section 899 には、第一次トランプ政権時に導入された BEAT（Base Erosion and Anti-Abuse Tax）課税の強化も含まれている。差別的な国に居住する一定の者により、50% 超所有されている米国法人は BEAT の課税強化の対象となる。

BEAT 修正課税所得の計算では外国関連者に対して支払う金額のうち、米国法人により損金算入されている金額で税源浸食的支払（Base Erosion Payment）に該当する額の加算調整が求められる。Base Erosion Payment には、ロイヤルティー、支払利息、役員提供対価、償却費等が含まれるが、税務上の売上原価（COGS）等については例外が設けられている。

強化法案は、現行法で設けている適用除外に係る閾値要件の一部を撤廃し、BEAT の修正課税所得の計算上、加算対象となる費用の範囲を拡大している。また、2026 年以降の BEAT 適用税率は現行法で規定されている 12.5% まで上昇する。

6. 適用開始年度

- ① 源泉税以外の税金及び BEAT については、次のうち一番遅い日が起算日となり、同起算日の後に開始する課税年度から適用される。
 - Section 899 成立から 90 日後
 - 差別的な国による「不公正な外国税」の成立から 180 日後
 - 「不公正な外国税」の適用開始日
- ② 源泉税については、原則として、上記 1 の起算日以降に開始する暦年から適用される。

7. 日本居住者への影響

日本は令和 7 年税制改正において、グローバル・ミニマム課税の UTPR が法制化され、令和 8 年（2026 年）4 月 1 日以後開始の対象会計年度から適用されることが決まっている。そのため、仮に、下院で可決された法案の内容が変更されない場合には、日本も差別的な国（DFC）に指定され、日本の居住者は、適用対象者（Applicable Person）として、Section 899 の対象となる可能性は高いと料する。（ただし、OECD の場において、米国企業が、実質的に UTPR の適用除外となる制度改正の可能性についても議論が開始されている点に留意が必要）

金融機関が、米国源泉所得を仲介する場合、2027 年 1 月 1 日以後の日本居住者への支払については、配当につき、租税条約を適用し、現状の 10% から 15% へと変更となることが想定される。また、租税条約が適用できない場合には、現状の 30% から 35% へと変更となる。仮に、法令変更等ない場合には、2030 年の配当金の支払は、租税条約を適用した場合に 30%、適用できない場合には、50% となる。

ただし、租税条約を適用せず、ポートフォリオ子非課税制度により、非課税となる場合には、Section 899 の対象外となるので、多くの場合利子所得は影響を受けないことが想定される。

おわりに

上記で解説した Section 899 はあくまでも米国下院で可決された内容であり、現在、米国内外の経済・金融関係者から本条項への強い懸念が示され、本条項削除に向けたロビー活動が行われているとの報道もあることから、今後上院の審議において、同条項の内容に大幅な変更が加えられる可能性がある点についてご留意いただきたい。米国へ投資を自己分、顧客分で行っている金融機関は、影響を受ける可能性があることから、Section 899 の今後の動向及び影響について注視されたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 GIR (Global Information Reporting)		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
マネージングディレクター	岡 映	akiroka@tohatsu.co.jp
ディレクター	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	高島 憲一	kenichi.takashima@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	津崎 祐美	yumi.kondo@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
マネジャー	森本 祐佳里	yukari.morimoto@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ リスクアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ グループ 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内約 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数を含みます。DTTL (または“Deloitte Global”) ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市（オランダ、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定又は行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2025. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

